

## 開運橋ライトアップ募集要項

令和5年3月22日交流推進部長決裁

令和6年2月26日一部改正

### (目的)

第1 この要項は、団体主催の開運橋ライトアップ（以下「ライトアップ」という。）に関する必要事項を定め、ライトアップ実施を希望する団体を広く募集することを目的とする。

### (対象)

第2 この要項において、ライトアップ実施を申請することができる者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条第1項に規定する政治団体でないこと。
- (2) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体でないこと。
- (3) 役員又は使用人のうちに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員がいないものであること。

2 ライトアップ実施の申請は、公共的利用及び公益的利用の目的に限る。ただし、盛岡市長が特に必要と認める場合はこの限りではない。

### (申請)

第3 申請者は、申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に必要事項を記載し、盛岡市長に提出しなければならない。

2 申請者は、以下の期日までに申請書を提出しなければならない。ただし、特別の事情があると認められる場合は、この限りではない。

- (1) 4月から7月にライトアップを希望する場合は、前年10月1日から3月の第一金曜日まで。
- (2) 8月から11月にライトアップを希望する場合は、2月1日から7月の第一金曜日まで。
- (3) 12月から3月にライトアップを希望する場合は、6月1日から11月の第一金曜日まで。

### (設定)

第4 ライトアップの時間・配色設定は次のとおりとする。

- (1) ライトアップ可能時間は原則午後5時から午後12時までとする。
- (2) 設定可能な配色は原則単色であり、複色の設定はレインボー（赤、紫、青、緑、オレンジ）のみ可能である。

第5 ライトアップ期間は、原則1か月以内とする。ただし、ライトアップ期間が重複しない場合で、かつ盛岡市長が認める場合は、この限りではない。

2 ライトアップの希望期間は、申請時点ですでに確定している観光課又は他団体の設定期間を除

いた期間に限る。

(申請への承認等)

第6 盛岡市長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、ライトアップ実施の可否を決定し、ライトアップ実施承認書(様式第2号)又はライトアップ実施不承認書(様式第3号)により申請書に通知するものとする。

(ライトアップ負担料)

第7 申請者は、使用電力相当分の電気料金を観光課が発行する納入通知書により、指定する期日までに支払うものとする。

2 第3の2に定めた期日の後に申請する場合、又は期間、時間、カラーパターン等を変更する場合は、申請者が設定費用を市が指定する事業者へ支払うこととする。

(その他)

第7 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 本要項は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和5年5月から7月にライトアップを希望する場合は、第3第2項第1号の規定に関わらず、令和5年4月1日から4月15日までに申請書を提出するものとする。

附 則

- 1 本要項は、令和6年4月1日から施行する。

開運橋ライトアップ申請書

年 月 日

盛岡市長 様

申請者 住 所

団 体 名

代表者名

開運橋ライトアップを次のとおり申請します。

記

期間	年 月 日 ( 曜日) 時 分から 年 月 日 ( 曜日) 時 分まで
配色	各色 分間 点灯 (1色点灯の場合は記載不要)
目的 (テーマ)	※目的(テーマ)がわかる資料(チラシ等)があれば添付してください。
使用責任者 (担当者)	団体名 電話 (内線) 番号
	職・氏名
誓約事項	「開運橋ライトアップ募集要項」の第2の条件を満たすことを誓約します。

※使用料相当の電気料金 (ライトアップ実施後精算) を負担していただきます。

※依頼期限について

- ・ 4月から7月に設定を希望する場合、前年10月1日から3月第一金曜日までに申し込む
- ・ 8月から11月に設定を希望する場合、2月1日から7月第一金曜日までに申し込み
- ・ 12月から3月に設定を希望する場合、6月1日から11月第一金曜日までに申し込み

開運橋ライトアップ承認書

6 盛観第 号  
令和6年 月 日

様

盛岡市長

申請のありました開運橋ライトアップについて、承認いたします。

記

団体名	
期 間	年 月 日 ( 曜日) 時 分から 年 月 日 ( 曜日) 時 分まで
目的 (テーマ)	
承認条件	1.申請書に記載の目的に限る。 2.虚偽の申請をした場合又は要項に反する場合は承認を取り消す。 3.使用料相当の電気料金(ライトアップ実施後精算)を負担すること。 4.その他、開運橋ライトアップ募集要項を遵守すること。

開運橋ライトアップ不承認書

年 月 日

様

盛岡市長

年 月 日付けで申請のありました開運橋ライトアップについて、下記のとおり不承認とします。

記

1. 団体名

2. 不承認理由